

# ものづくり・商業・サービス補助金に 新型コロナウイルス対応の「低感染リスク型ビジネス枠」を創設！

## 「低感染リスク型ビジネス枠」のメリット

01

補助率が2 / 3

02

広告宣伝・販売促進費  
を補助対象に

## 「低感染リスク型ビジネス枠」の申請要件

新型コロナウイルスの感染拡大及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をすること

物理的な対人接触を減じることに資  
する革新的な製品・サービスの開発

例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等

物理的な対人接触を減じる製品・  
システムを導入した生産プロセス・  
サービス提供方法の改善

例：ロボットシステムの導入によるプロセス改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービスを提供するオペレーションセンターの構築等

ポストコロナに対応するビジネスモ  
デルの抜本的な転換に係る設備・シ  
ステム投資

キャッシュレス端末や自動精算機、空調設備、検温機器など、ビジネスモデルの転換に対して大きな寄与が見込まれない機器の購入は、原則として、補助対象経費になりません

※本補助金の申請には「G BizIDプライムアカウント」が必要です。取得未了の方は本補助金にご応募できません。

※本資料は令和2年度ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業の予告版です。

公募は令和2年度三次補正予算の成立後に開始いたします。

※なお、本事業は、令和2年度三次補正の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容等が変更される場合があります。応募にあたっては、令和2年度三次補正予算成立後の公募要領をご覧ください。